

## 甲斐市議会建設経済常任委員会会議録

1. 開催日時 平成24年12月17日

2. 招集場所 甲斐市役所委員会室A

---

### 出席委員（7名）

委員長	清水正二君	副委員長	藤田悟君
	八代静枝君		坂本一之君
	山本英俊君		藤原正夫君
	小浦宗光君		

### 欠席委員（なし）

### 傍聴議員（10名）

議長	河野勝彦君		
	小澤重則君		斉藤芳夫君
	米山昇君		有泉庸一郎君
	長谷部集君		猪股尚彦君
	内藤久歳君		名取國士君
	保坂芳子君		

---

### 説明のため出席した者の職氏名

建設産業部長	花形保彦君	上下水道部長	猪股兼幸君
建設課長	米山徳彦君	都市計画課長	武川訓君
農林振興課長	今村親弘君	商工観光課長	花輪正純君
下水道課長	廣島眞君	上水道課長	飯沼覚君
建設総務係長	新海順一君	建設管理係長	長谷川秀明君
建設土木係長	小林信生君	建築開発指導係長	三沢宏君
まちづくり 推進係長	丸山英資君	整備係長	末木永喜君

農林総務係長	興石春樹君	商工労働係長	飯沼源治君
下水道 総務係長	山田洋君	建設管理係長	長田茂君
上水道 総務係長	二宮仁君	施設管理係長	水川良一君
人事課長	大久保典男君	給与係長	望月新路君

---

#### 職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長	金丸博	書記	小澤明
書記	興石文明	書記	松井恵美

開会 午前 9時25分

○書記（松井恵美君） 皆さん、おはようございます。

連日のご参集、大変お疲れさまでございます。

それでは、これより建設経済常任委員会を開会いたします。

初めに、委員長よりごあいさつをいただきまして、引き続き委員長の進行により議事を進めてまいります。委員長よろしく願いいたします。

○委員長（清水正二君） 改めまして、おはようございます。

昨日、総選挙が行われまして、結果的には自民党が圧勝というふうな形の中で、また第3極の台頭というふうなことと、山梨選挙区におきましては、また7人の国会議員の誕生というふうなことで、新人も多いわけですがけれども、ぜひ山梨のために、また活躍していただきたいことと、また自民党にはおごらず、過去の経験を生かして、また経済対策にできるだけ速やかに臨んでいただいて、経済の復興をしていただきたいというふうに願うところであります。

また、本日の建設経済常任委員会の議案審査の中身も非常に多く、濃いものでございます。時間的にもかかろうかと思えます。ぜひ委員の皆様のスムーズな進行にご協力いただきますようお願いいたします。私のあいさつといたします。よろしく願いいたします。

ただいまの出席委員は7名です。定足数に達しておりますので、これより建設経済常任委

員会を開会いたします。

---

○委員長（清水正二君） 本日の会議を開きます。

本日の委員会は、今定例会初日に付託されました議案審査を行います。

審査については一問一答方式で簡潔に質問され、また、市当局の答弁もわかりやすく説明していただきたいと思います。

なお、本日は委員会条例第19条第1項の規定により、委員外議員の傍聴を許可しますのでご承知おきください。

審査については、委員の質疑を受けた後に傍聴議員の質疑を受けたいと思います。傍聴議員の質疑は、さきの申し合わせのとおり、会派の割り当て人数により行います。質問は1問とし、再質問は1回までといたします。

審査に入る前にお諮りします。本日は円滑な審査を行うため、お手元に配付した審査日程により審査を行いたいと思いますが、これにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） ご異議なしと認め、そのようにいたします。

それではまず、条例等の審査を行います。

議案第81号 市道路線認定の件、議案第82号 市道路線変更の件並びに議案第83号 市道路線廃止の件について関連がありますので、一括の議題といたします。

初めに、現地踏査を行います。

過日の委員会で確認した路線以外の現地踏査を行い、審査につきましては、帰庁後に行いたいと思います。

それでは、本日の路線について、当局の説明をお願いいたします。

米山建設課長。

○建設課長（米山徳彦君） おはようございます。ご苦労さまでございます。

議案集281ページでございます。

議案第81号 市道路線認定の件について説明します。

市内の民間の宅地開発により申請された道路及び山梨県が施工しました貢川右岸の護岸の天端の道路でありまして、5路線について道路法第8条第2項の規定により議会の議決を得

るものであります。

路線番号1520金ノ尾宅造3号線から路線番号560貢川右岸2号線までの5路線になります。地区別の内訳は敷島地区が路線番号1520金ノ尾宅造3号線及び路線番号1521大曲宅造4号線の2路線です。次に、竜王地区が路線番号558東裏宅造1号線から路線番号560貢川右岸2号線の3路線になります。合計で5路線、総延長が371.8メートルとなっております。

定例会の資料のほうの45ページ、これです。図面です。これに位置、それから、路線番号、路線名、延長、幅員を表記しましたので、また現地において確認をしていただきたいと思います。

次に、また議案集にちょっと戻っていただきまして、283ページをお開き願いたいと思います。

議案第82号 市道路線変更について説明します。

これも民間の宅地開発及び国道20号線の4車線化Uターン路により市道が延長されたもので、2路線ありまして、敷島地区路線が1路線、それから、双葉地区が1路線であります。本件は、道路法第10条第3項で準用する同法第8条第2項の規定により議会の議決を得るものです。

民間の宅地開発に伴う市道の延長された1路線並びに国土交通省甲府河川国道事務所が本年3月施工しました、国道20号線Uターン路、サテライト双葉の入り口のところでありますが、これが国道から市道に変更するものです。変更認定については、路線番号1501山宮地宅造3号線の敷島地区及び路線番号120南原線の双葉地区であります。

まず、路線番号1501山宮地宅造3号線ですが、終点の島上条字山宮地1150番6地先までを同所1147番6地先までとしまして、道路延長を従来19.5メートルに28メートル延長しまして路線延長を47.5メートルとし、敷地の最大幅員の7.2メートルを9.3メートルと変更するものであります。

次に、路線番号120南原線ですが、終点の下今井南原2952番2地先までを同所3004番7地先としまして、道路延長を従来334.3メートルに114.2メートルを延長し、路線延長を448.5メートルとします。それから、道路敷の最大幅員8.9メートルを34.0メートルと変更するものであります。

定例会資料の45ページと47ページに、この変更関係の図面、それぞれ位置、路線番号、それから、路線名、延長、幅員等表記しましたので、また確認をお願いしたいと思います。

次に、議案集285ページをお開きください。

議案第83号 市道路線廃止の件について説明します。

路線番号199国道南原線、起点下今井南原3004番1地先から終点、同所2970番1地先までの延長127.7メートルの1路線の廃止であります。これは合併前の平成15年6月24日、双葉町と山梨北開発興業株式会社において町道認定に関する協定を結んでおります。

定例市議会資料の47ページに図面が載っておりますので、サテライトの部分、見ていただきたいと思っております。

今回の国道20号線4車線化に伴う市道南原線の機能復旧が完成しまして、市道として路線変更認定に伴い、協定書に基づいて廃止するものであります。

提案理由ですが、市道の路線廃止については道路法第10条第3項で準用される同法8条第2項の規定により議会の議決を得る必要がある。これがこの案件を提出する理由であります。

本日の現地視察につきましては5路線、現場確認を予定しております。お手元のほうにA4の資料が行っていると思っておりますので、よろしく申し上げます。

以上で市道路線認定、それから、市道路線変更並びに市道路線の廃止につきましての説明を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

○委員長（清水正二君） 説明が終わりました。

ここで現地踏査にかかる委員派遣についてお諮りいたします。お手元に配付した派遣計画書により委員を派遣することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） ご異議なしと認めます。

よって、計画書のとおり派遣することに決定をいたしました。

なお、派遣承認申請は、委員長において作成し、議長に提出したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） ご異議なしと認め、そのようにいたします。

ここで暫時休憩をいたします。

それでは、現地へ向かいます。

玄関前に車が用意してありますので、ご移動願います。

休憩 午前 9時35分

再開 午前11時00分

○委員長（清水正二君） 会議を再開いたします。

現地踏査、ご苦労さまでした。

それでは、これより審査に入ります。

先ほどの現地踏査を踏まえ、議案第81号、議案第82号並びに議案第83号について、一括で委員の質疑を受けます。

質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） なければ、質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を受けます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） それでは、傍聴議員の質疑を終了いたします。

これより議案ごと、順次討論、採決を行います。

初めに、議案第81号 市道路線認定の件について討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより議案第81号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましてはご一任願います。

以上で議案第81号を終わります。

次に、議案第82号 市道路線変更の件について討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） 討論なしと認めます。

討論を終了いたします。

これより議案第82号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましてはご一任願います。

以上で議案第82号を終わります。

次に、議案第83号 市道路線廃止の件について討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより議案第83号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましてはご一任願います。

以上で議案第83号を終わります。

次に、議案第71号 甲斐市市道の構造の技術的基準を定める条例の制定の件を議題といたします。

当局の説明を求めます。

米山建設課長。

○建設課長（米山徳彦君） それでは、議案第71号に入る前に、条例制定改正について若干報告事項があります。

地方分権一括法によりまして、条例の制定改正を行うものでありまして、まず、市民からご意見、情報を募集するパブリックコメント募集を10月15日から11月14日までの間、広報を通じ、ホームページ等も通じまして、ホームページ以外は建設課、それから、敷島支所地域課、それから、双葉支所地域課の窓口において書類等が閲覧できるようにしまして、その結

果、建設課の関係する、これから説明する4つの条例につきましてはご意見はありませんでした。

また、条例が条文のみで非常にわかりにくいということの中で、建設課としては、この別冊の資料、これにまとめましたので、この別冊資料を用意しましたから、ごらんになりながら見ていただきたいということをお願いしたいと思います。

それでは、議案集のカラー刷りなりいろいろ入っています。大丈夫でしょうか。

議案集215ページになります。

議案第71号 甲斐市市道の構造の技術的基準を定める条例の制定について説明させていただきます。

この条例は、道路法第30条の道路の構造の基準が改正され、これまでは市道の新設、改築を行う場合、道路構造令の基準としてきましたが、同条3項において、都道府県道及び市町村道の構造も技術基準、これは政令で定める基準を参酌して、当該道路の道路管理者である地方公共団体の条例で定めるということになりまして、これに伴い条例を制定するものであります。

この別冊のほうをすみません。1ページです。横のA3判です。

このA3判の左側が道路構造令、その右側が甲斐市の条例（案）、その隣が条文の概要、その隣が市独自の考えと、最初のほうの道路の区分はちょっと詳細説明で書いてあるだけです。よろしくをお願いします。

1ページのその下のほうに判例がありますが、ピンク色が独自基準、白色が道路構造令どおりの基準、青色が条例化適用外、黄色が条例化対象外であります。

条例案の作成の考え方ではありますが、基本は現行基準、道路構造令のとおりとしますが、条例適用外である第4条、左側の道路構造令第4条、設計車両とか、それから、第12条の建築限界。資料をめぐっていただきまして、3ページになりますけれども、第35条の2、上のほうです、35条の2及び第3項、これは橋、高架の道路等の荷重条件についてでありまして、これは条例化していないものです。

また、国道、県道のみに係る基準及び本市は該当しない積雪地域に関する基準につきましても、条例化では定めないということでございます。

現行の基準のほか、より円滑な運営を図るため、山梨県道の道路構造基準に関する条例案で今、提案されておりますけれども、その基準に準用しております。

条例案の概要を説明させていただきます。

もう一度1ページに戻っていただきまして、時間の関係もありますので、重立ったところのみ説明させていただきます。

資料左側の列の道路構造令第5条、車線等でございますが、2列目の市条例案は第4条で独自基準であります。設計基準交通量により計画交通量が設計基準交通量を超える場合、これは本来4車線が原則となりますが、十分な幅の側方余裕を確保することで設計基準交通量をふやし、2車線の整備を可能とするものであります。

甲斐市では、地方部がほとんどでありますけれども、3種2級の道路ということで敷島地区から双葉の響が丘ですね、そこを整備しております開発1号線などがありますけれども、これは3種2級の道路の場合、1日の交通量は9,000台とありますけれども、これを条例によって1万2,000台までいいということで、それ以下であれば2車線でも可能とする規定にしてあります。

次に、2列目の市条例第7条のところを見ていただくと、路肩も独自基準でありまして、道路の主要構造物の保護、故障車等の退避スペース等、交通の安全性、それから、円滑性を確保する観点から、路肩の設置について規定を設けているものであります。

別冊3ページをちょっと見ていただきたい。3ページの下のほうに左から2番目ですが、図2をごらんください。

路肩・側帯・停車帯の写真で示すとおり、道路のガードレールの道路側に出っ張った部分、これが車が通れる部分でございますけれども、そこから外側線の外側までが路肩でありまして、よって、市道の多くが3種5級というようなことで4メートルでございますので、路肩は設けられないことがありますから、設けなくてもよいとするものであります。

次に、また別冊1ページに戻っていただきまして、市条例の第12条関係です。歩道です。歩道の幅員下限値は、現行2メートル以上ですけれども、2メートル以上は設けず、やむを得ない場合は縮小できるものとするものでありまして、また、狹隘道路での交差箇所について歩道の構造は原則として切り下げ構造、縁石の切り下げなどを行いまして、連続的に整備することによって交通弱者の安全かつ円滑な通行を確保するものであります。ちなみに、山梨県ではこの内規等がありまして、1.5メートル以上ということで定めているようでございます。甲斐市においても県を参考にしながら、今後最低基準等も検討していきたいと思っております。

次に、別紙資料2ページです。

2列目の市条例第23条をごらんください。登坂車線ですけれども、登坂車線の幅員現行3

メートルと定義されておりますけれども、本線の車線も2.75メートルまで縮小可能でございますから、登坂車線の幅員も車線幅員の2.75メートルまで縮小できるようにするものであります。

次に、市条例案第26条の横断勾配なんですが、市道の横断勾配は現行2%が標準となっておりますけれども、車いすなどを使用する交通弱者に配慮いたしまして、横断勾配については1%を標準とするというものです。

市条例案の29条になります、今度は、平面交差または接続ですが、2車線、例えば別冊資料の4ページをちょっと見てくれますか。

別冊資料の4ページです。右の上に図14、屈折車線の幅員を見ていただくと、こんなような形です。横に曲がるということですが、これはバスですかね、トラックの横ですね。第3種2級ということになると3メートルでありますけれども、先ほどの第4条と同様に2.75メートルまで縮小できるようにするものであります。

すみません、資料をまためくっていただいて、別冊資料2ページに戻ってください。すみません。

市条例案第32条、退避所です。3種5級の道路の幅員は4メートルとされております。このため、大型のトラックなどのすれ違いが難しいことから、退避所が必要であります、退避所は300メートルに1カ所というようなことになりますけれども、道路交通量や地形等の状況を勘案し、やむを得ない場合は退避所の設置条件等を柔軟に対応できるようにする条例の規定であります。

いずれも、山梨県の幸住県計画及び山梨県景観条例に基づきまして、道路沿線の都市の状況や周辺の景観との調和に配慮した構造とか形状、色彩とするように定めるものであります。

また、先ほどから見ていただいている別冊の3ページの下と4ページにつきましては、道路構造に関する専門用語が多いということの中で、わかりにくいものもありますから、写真図などでわかりやすくするために参考につけました。参照願いたいと思います。

次に、ちょっと規則のほうの説明を若干します。

別冊の5ページになります。

甲斐市市道の構造の技術的基準を定める条例施行規則（案）ですが、特に1つだけ説明します。

第3条、交通安全施設については、道路標識等、交通安全施設を定義しているものであります、条例案の33条の第3項の規定で定めております、照明施設の光源は原則LEDラン

プとする規定でございます。

それから、めくっていただきまして7ページから9ページまでが、甲斐市市道の車道及び側帯の舗装の構造の基準に関する規則（案）でございますけれども、これを一々説明するとあれなんです、資料としては5ページを、また、すみません、開いてください。5ページの中段から下にちょっとまとめてあります。

これは、すべて道路構造令施行規則及び車道及び側帯の舗装の構造の基準に関する省令どおりの基準により規則を制定するものであります。

第3条は舗装でありまして、特に第2項において雨水の道路の路面下に円滑に浸透させることができる構造とする場合の基準を規定しております。

甲斐市は、その他の道路に該当するものがほとんどでございます、規定では300ミリリットルの水を15秒で浸透できるような舗装にすることという規定になります。

それから、第4条は、疲労破壊輪数ということになりまして、舗装路面に49キロニュートンと、約5トンです、一つのタイヤに5トンの輪荷重を繰り返し加えた場合に舗装にひび割れが生ずるまでに要する回数をいうという規定でございます、規則で定めております。例えば別冊の8ページをちょっと見てください。

8ページにその内容、第4条があります。その4条の表に規定してありますが、舗装計画の交通量、1日につき3,000台以上の場合、疲労破壊輪数は10年につき3,500万回以上でも舗装は破壊しないものという基準でございます。

それでは、議案集の237ページのほうへすみませんがお戻り願いたいと思います。

議案集237ページ、提案理由でございます。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による道路法の一部改正に伴い、市が管理する道路の技術的基準について市の条例で定めることとされました。これが、この条例案を提出する理由であります。

雑駁でございますが、以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議、お願いします。

○委員長（清水正二君） 説明が終わりました。

これより説明に対する委員の質疑を行います。

質疑はございますか。

○委員長（清水正二君） 藤田副委員長。

○委員（藤田 悟君） 5ページの独自基準の考え方というところで、照明施設の光源は原則

LEDランプとするということなのですが、これはどういう、どれくらいの、もちろん今、全部がなっているわけではないと思いますので、どういう期間を検討されているのでしょうか。

○委員長（清水正二君） 米山建設課長。

○建設課長（米山徳彦君） この規則につきましては、当然県も同じような形で作っておるわけですがけれども、今でいう発光ダイオードということになりますけれども、LEDのそれを基本的に今からつくるゾーンにおける交通安全施設照明はLEDで、節電も含めてそういう形で作りますという意図でございます。

以上です。

○委員長（清水正二君） 説明は終わりました。

○委員（藤田 悟君） もう1個いいですか、すみません。

○委員長（清水正二君） 藤田副委員長。

○委員（藤田 悟君） じゃ、あくまでこれからつくるといことですね。既存のことは、それだけ確認したいと思います。

○委員長（清水正二君） 米山建設課長。

○建設課長（米山徳彦君） これからつくるとい道路に関する交通安全施設、それから、老朽化でかえていくということになれば、やはりこの規則にのっとってLEDのランプにするということでございます。

○委員長（清水正二君） ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を受けます。

ございませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（清水正二君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

これより議案第71号 甲斐市市道の構造の技術的基準を定める条例の制定の件について討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより議案第71号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましてはご一任願います。

以上で議案第71号を終わります。

次に、議案第72号 甲斐市市道に設ける道路標識の寸法を定める条例の制定の件を議題といたします。

当局の説明を求めます。

米山建設課長。

○建設課長（米山徳彦君） それでは、議案集239ページ、願います。

議案第72号 甲斐市市道に設ける道路標識の寸法を定める条例の制定の件について説明します。

また、別冊資料を使って説明したいと思います。別冊資料は10ページになります。10ページもごらんください。

道路法第45条、道路標識等の設置が改正されまして、同条3項において各自治体はその管理する道路に設置される道路標識の一部、案内標識、警戒標識、補助標識がありますけれども、その寸法及び文字の大きさについて標識令を参照して条例で規定することになり、これに伴いこの条例の制定を行うものであります。

資料の右側で条例化の目的と考え方ですが、基本は現行基準、標識令のとおりとしますが、山梨県道の道路標識に関する条例案、現在提案されております。その基準を準用するものであります。また、独自基準案につきましても、これもやはり県と同様の形で進んでいる状況です。

資料の下のほうですが、第3条別表、第2の（二）寸法、その下、同じ（五）文字等の大きさ等が甲斐市独自基準であります。条例案で警戒標識など、寸法が定められている標識板の寸法を1.3倍、1.6倍、2倍に拡大できるように。また、甲斐市独自の基準として0.5倍まで縮小できるようにするものであります。

具体的には、11ページを、今度はA4になりますが、見ていただきたいんですけども、

甲斐市が市道上に設置できるものというのは、案内標識、目的地・通過地の方向、それから、距離や道路上の位置を示すもの。それから、警戒標識の注意深い運転を促すもの、規制標識の一部と。その11ページの下の方に、規制標識のうち省令で5種類、危険物積載車両通行止めなど、5つありますけれども、その規制標識を道路管理者が設置するものですが、条例での寸法の大きさは、これは定めておりません。

その上のほう、また右側にいきますけれども、規制標識のその他のものや指示標識は、公安委員会が設置となります。これは条例化適用外であります。

次に、12ページ、若干もっとたくさんあるわけですがけれども、参照できるように提示をしました。12ページについては、案内標識の一部、駐車場、便所等の標識でございます。

13ページは、警戒標識の一部でありまして、この先、十字路交差点ありなどの標示でございます。

それから、14ページにいまして、補助標識の一部でありまして、それから、15ページにつきましては、案内標識の縮小、半分に縮小できる県道についてのイメージであります。

その下は、甲斐市の赤坂公園本線、ドラゴンパークから国道20号線バイパスに交差する手前に案内標識の看板がありますが、これも縮小などもできるということになります。

ちなみに、甲斐市が市道に設置している、これとほぼ同じような案内標識については20個あります。

議案集の239ページへちょっと戻ってください。

若干条例の内容を説明します。今度は議案集です。

第1条は趣旨、第2条は定義等、第3条は案内標識及び警戒標識の寸法の原則を規定しております。

第4条は案内標識及び警戒標識の寸法の特例、240ページになります。

第5条は案内標識及び警戒標識の文字等の大きさの原則、これは第6条が特定案内標識の文字等の大きさを示しております。

次のページの第7条は案内標識及び警戒標識のふち等の太さ、第8条は補助標識の寸法でございます。

そして、附則で、この条例は、平成25年4月1日から施行するものでありまして、次のページに提案理由がございます。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による道路法の一部改正に伴いまして、市が管理する道路に設置される道路標識

の一部の寸法及び文字の大きさについては、市の条例で定めることとされました。これがこの条例案を提出する理由であります。

雑駁ですが、以上で説明を終わります。ご審議をよろしく申し上げます。

○委員長（清水正二君） 説明が終わりました。

これより説明に対する委員の質疑を行います。

質疑はありますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（清水正二君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を受けます。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

これより議案第72号 甲斐市市道に設ける道路標識の寸法を定める条例の制定の件について討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより議案第72号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましてはご一任願います。

以上で議案第72号を終わります。

次に、議案第73号 甲斐市準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定の件を議題といたします。

当局の説明を求めます。

米山建設課長。

○建設課長（米山徳彦君） それでは、議案集243ページをお開き願いたいと思います。

議案第73号 甲斐市準用河川に係る管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について説明をします。

別冊資料は16ページになります。お願いします。

河川法第100条準用河川に設ける河川管理施設等、堤防とか橋、橋梁ですね、などの構造基準について政令の河川管理施設と構造令を参酌し、河川管理者である甲斐市が条例で定めるものであります。

甲斐市の準用河川は、別冊の18ページを見ていただくと、A3の準用河川位置図ということで、これは双葉地区でございます。ごらんください。

青い線が準用河川、赤い線が県の管理する一級河川で、図面の下に市が管理する準用河川、1番の坊沢川1,800メートルから9番の北沢川200メートルまでの9本で、延長合計7,776メートルとなっています。

すみません、また別冊資料16ページに戻ってください。

条例案のポイント作成に当たっての方針です。資料の右側になります。

河川全体として、同一の構造基準であることが安全上望ましいことから、政令の基準が安全確保に必要十分であることから、政令の基準と同じとしました。

なお、条文の中で甲斐市に関係ない条項は削除しました。

資料左側の国の参酌基準、河川施設等構造令、第2章ダムです。地形上、15メートル以上の堰堤のことをダムといいますけれども、これは想定し得ないことから削除いたしました。

そのほか、第3章の中の高規格堤防も地形上、複数ということで10メートル以上ということになりますので、堤防は建設不能であるということから削除いたしました。

また、構造令中の高潮区間及び計画高潮位ということで、本市には海岸はないため削除いたしました。樹林帯というものもありまして、地形上、堤防の中ですが、樹林する余地があるということですが、その余地がないため、これも削除いたしました。

ごらんのとおりこの資料の真ん中の甲斐市の条例案を章立てとしまして、左の河川施設構造令の第2章ダム及び第7章の揚水機場、排水機場及び取水塔は削除するという条例案としたものであります。

別冊17ページ、次のページです。

準用河川に関する用語、それから、専門用語のため、わかりやすくすることの中で写真と図等を示したものでありますので参照いただきたいと思います。

それでは、主な条文を若干説明したいと思います。

この別冊17ページとあわせてごらんください。議案集の243ページであります。

第1章、総則がございまして、これは第1条から第2条で、条例の趣旨、用語の定義について定めております。

第2章は堤防ということで、第3条から第14条まで、これは別冊の17ページを見ていただきますと、左から2番目です。堤防の図面を参照いただきたいと思いますと思いますが、この章においては堤防の適用の範囲、構造の原則や高さ、それから、天端の幅、構造ののり勾配などを定めております。

議案集245ページになります。

条例第11条、管理道路ということで堤防には河川の管理のための通路を設置することの規定について定めています。特に道路法同様に建築限界、上が4メートル50までは例えば電線とか、そういうのはだめですよということについても定めております。

議案集246ページです。

第3章、床どめ、これは15条から18条までありまして、別冊資料の17ページの左下に床どめということであります。川底の洗掘を防いで河川の勾配を安定させるために河川を横断して設けられる施設です。通常、コンクリートの塊を置くなどして、川底を安定させるものでありまして、その構造の基準を定めております。

議案集247ページです。

第4章、堰です。第19条から第26条までです。別冊資料17ページの左下です。これが堰でございまして。取水、分水、放流等の目的として、流水をせき上げ、調整するために河川を横断してつくられる施設。水位流量といいますけれども、それを調整するゲート等の施設を有するものを可動堰、ないものを固定堰といいます。農業土木部門でいいますと、ご存じのとおり頭首工ということでも理解していただきたいと思います。

議案集249ページ、第5章、水門及び樋門でございまして、第27条から34条までです。別冊資料17ページの右の上です。水門、それから、樋門があります。樋門は、河川や用水路でよく見かける施設でございまして、用水の取水や内水の排除を目的としております。

議案集249ページの条例28条です。水門、樋門は鉄筋コンクリート構造またはこれに準ずる構造とするように定めております。

議案集の250ページをお開きください。

第6章、橋は第35条から第40条まででございまして、別冊の17ページで見ますと、右側の下、下から2番目になりますけれども、橋の真ん中の部分、橋脚については対象外として、

それから、橋脚の規定は削除してあります。当然幅が狭いものですから、真ん中にこの橋脚は要らないということで削除しました。

議案集252ページです。

第7章の伏せ越しは、第41条から第45条までです。別冊の17ページの右下の一番下に伏せ越しがありますけれども、川と川、あるいは水路ですけれども、交差する地点に設けられる施設です。川の下を潜って横断する水路、トンネルのことでありまして、昔は埋樋（うずみひ）と呼ばれたようでございます。現在では、逆サイフォンともいいます。

議案集253ページの8章、雑則は46条から48条までです。条例の46条では、適用除外される河川管理施設または許可工作物についての規定を定めております。

次のページになります。254ページです。

この条例は、平成25年4月1日から施行するということで、次のページに提案理由がございます。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により河川法の一部改正に伴い、市が管理する準用河川の堤防、堰、床どめ、橋等の構造について河川管理上必要とされる一般技術的基準について市の条例で定めることとされました。これがこの条例案を提出する理由であります。雑駁で申しわけありません。

説明は以上です。ご審議をお願いします。

○委員長（清水正二君） 説明が終わりました。

これより説明に対する委員の質疑を行います。

質疑はありますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（清水正二君） 質疑がなければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を受けます。

〔発言する者なし〕

○委員長（清水正二君） 傍聴議員の質疑を終了いたします。

これより議案第73号 甲斐市準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定の件について討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより議案第73号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましてはご一任願います。

以上で議案第73号を終わります。

次に、議案第77号 甲斐市営住宅条例の一部改正の件を議題といたします。

当局の説明を求めます。

米山建設課長。

○建設課長（米山徳彦君） 議案集269ページ、お聞き願いたいと思います。

議案第77号 甲斐市営住宅条例の一部改正の件について説明します。

公営住宅法の一部改正に伴い、市営住宅等の整備基準及び入居者資格のうち、入居基準について条例で定めることとされました。このため、市営住宅等の整備基準及び入居収入基準について所要の改正を行う必要があるものであります。

また、別冊資料で説明をしていきたいと思えます。19ページになります。

右側の中ほどにありますように、3、甲斐市が定める基準の考え方の（2）方針としまして、入居収入基準及び裁量階層について。

アが入居収入基準の設定です。本来階層、ちょっと考えていただければ、夫婦2人暮らし、例えば65歳未満の方を考えていただきたいと思えます。本市の実情に国の政令と異なる特殊性はないことから、参酌すべき基準を市の基準とするものであります。

イ、裁量階層の範囲。現行基準の運営において、特段の問題がないことから、現行どおりとするものであります。

市営住宅等整備基準についてということで、本市では、省令の基準と異なる、あるいは上回る基準とすべき特段の事情がなく、これまでの運用でも特に支障は生じないことから、国土交通省令を参酌すべき基準の市の基準とするということです。

4として、甲斐市独自基準（案）。

上記ということで、（3）甲斐市が定める基準の考え方により、本市では、参酌すべき基準どおりの基準または現行どおりの基準とするものであります。

別冊の20ページ、次のページです。

改正の内容です。説明をします。

左側については、入居収入基準（月額）で、先ほど言ったように、本来階層、例えば一般の夫婦2人世帯、例えば40代とを考えてください。本来階層世帯1人が勤めている場合、その者の前年所得から扶養親族1名いらっしゃいますので、38万円を控除いたしまして、その金額を12で割って、金額が15万8,000円以下、これは今までどおりということでございます。

裁量階層は、その下に記述したとおり、高齢者世帯や障害者世帯などで、本来階層と同じように計算しまして、月額が21万4,000円以下を収入基準とするものです。

次に、右側に整備基準であります、参照願います。詳細規定は山梨県にも確認しておりますけれども、県も作成中でありまして、具体的な基準については、これから要綱で定めるということですから、甲斐市におきましても県を準用いたしまして、詳細基準は要綱で定めていきたいと考えております。

それから、裁量階層の中で、高齢者とか具体的に条例でうたっておりますが、これは今までは規則でうたっているものを条例化のほうで、条例でうたうということでございますので、何らその辺は変わっておりません。よろしく申し上げます。

別冊資料21ページです。

福島復興再生特別措置法の施行によりまして、居住制限者について、公営住宅法に規定する2つの入居資格要件のうち、住宅困窮要件を具備する者を、もう一つの要件である収入要件を具備する者とみなすことになりました。

居住制限者というのは、次のページ、22ページを開いていただくと、今回カラー刷りにしましたけれども、避難指示区域と警戒区域の概念図。原子力災害対策特別措置法の規定によりまして、地図の福島第一原子力発電所の20キロ圏内と放射能汚染地域の線で囲ってある区域全域で避難指示の対象となっている区域。それから、図面の中央に黄色い紙ですけれども、中央の葛尾村などがありますけれども、これも計画的避難区域も含まれると。よって、この色のついている地域すべてでありまして、この地域に存する住宅に昨年3月31日において居住している者については、条例で定めるように国土交通省から通知がありまして、改正条例等の必要な措置を講じなさいということで、今回改正の中に入っております。

別冊21ページに戻っていただいて、2の本条例改正の内容について、中段から下です。

山梨県営住宅条例の一部改正案に準じております。具体的には、福島特措法の居住制限者については、条例で定める次の要件のうち、③現に住宅に困窮していることが明らかである

こと。それから、⑥の入居者または同居親族が暴力団員でないこと。この要件が整えば、当然入居は優先しますが、入居されましたら、当然住宅使用料、上下水道料は払っていただきます。優先されるということになります。

なお、11月5日現在で山梨県内へ昨年3月11日、東日本大震災で避難している者の現在ですが、829人、甲斐市は48人、このうち市営住宅に避難している世帯は1世帯4人です。この福島特措法関係は、ちょうど富岡町の関係の方がいますので、対象地域と、1世帯4人が対象地域となります。これから避難してくるということになれば、この条例の対象になるということですので、ご理解をお願いします。

条文について一部説明をさせていただきます。

別冊の23ページ、23ページ以降が新旧対照表になっておりまして、これを見ていただきたいのですが、第2章、中段になります。第2章に1章を追加いたしまして、第2章の2として、市営住宅の整備基準の章を新設しました。全体として第3条の2から第3条の5までが総則的なことでありまして、趣旨及び配慮事項を明記しております。

次のページです。第3条の6（位置の選定）から第3条の7（敷地の安全等）であります。敷地の基準として、敷地の位置及び安全等を規定しているものです。それから、公営住宅の基準として、第3条の8から26ページの第3条の13（附帯施設）までを規定しまして、公営住宅の基準にしております。それから、公共施設の基準として第3条の14（児童遊園）、次のページが、第3条の17で（通路）まで規定しております。

それから、第6条の関係です。第6条の関係は、（入居者資格）には、福島復興再生特別措置法の追加及び収入の基準、裁量階層を明記しました。

第7条は（入居資格の特例）として、激甚災害、当然東日本だけではなく、阪神・淡路大震災とか、いろいろなものに対して入居資格の特例を規定しております。

次に、附則1項を追加しました。

内容を説明しますと、これは経過規定でありまして、少子高齢化の進展等を踏まえ、真に住宅に困窮する低所得者に対し、公営住宅を的確に供給するため、単身入居及び入居基準の緩和が認められる高齢者を50歳以上、これが60歳以上に引き上げたと、その平成18年4月1日前に50歳以上である者ということとは、あと6年たっていますから56歳とかとなるんですけども、今後も従来どおり単身入居可能とするための経過措置でありまして、なお、甲斐市にはこの対象者はいません。よろしくをお願いします。

それから、議案集273ページに移ってください。議案集のほうです。

提案理由をごらんください。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による公営住宅法の一部改正並びに福島復興再生特別措置法の施行に伴い市営住宅等の整備基準及び入居者資格について所要の改正を行う必要があると、これがこの条例案を提出する理由であります。雑駁で申しわけありません。

以上で説明を終わります。よろしくご審議、お願いします。

○委員長（清水正二君） 説明が終わりました。

これより説明に対する委員の質疑を行います。

質疑はありますか。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を受けます。

質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（清水正二君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

これより議案第77号 甲斐市営住宅条例の一部改正の件について討論、採決を行います。  
まず、本案に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより議案第77号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましてはご一任願います。

以上で議案第77号を終わります。

ここで職員入れかえのため暫時休憩いたします。

休憩 午前 11 時 49 分

再開 午前 11 時 51 分

○委員長（清水正二君） それでは、会議を再開いたします。

次に、議案第57号 甲斐市地域振興基金条例の一部改正の件を議題といたします。

当局の説明を求めます。

花輪商工観光課長。

○商工観光課長（花輪正純君） お疲れさまです。

それでは、議案第57号 甲斐市地域振興基金条例の一部改正の件についてご説明いたします。

議案書15ページとあわせて資料の9ページをお願いいたします。

まず、オートレース双葉の設置経緯につきましては、オートレース場外車券売り場の施設運営会社であります山梨北開発興業株式会社によりまして、10月10日に地元であります双葉横町地区自治会、18日、竜王北中学校のPTA役員会と、22日、竜王北小学校PTA役員会への事業説明会が開催され、各これらの説明会において反対意見等がなかったこと。また、これまでのサテライト双葉等の管理運営状況等の結果を踏まえまして、11月6日、オートレースを施行いたします埼玉県川口市とオートレース双葉設置に関する協定書を締結いたしました。

議案書15ページの一部改正の件につきまして、内容につきましては、第2条中の「及びモーターボート競走法」を「、モーターボート競走法」に改め、「環境整備協力費」の次に「及び小型自動車競走法に基づき開催するオートレース双葉場外車券売り場の環境整備協力費」を加える条例の一部改正です。

附則につきましては、この条例は公布の日から施行するものです。

今後のオートレース双葉場外売り場の予定につきましては、今月の27日にオープン予定となっております。協定書の締結によりまして、オートレース双葉の場外売り場の売上金額の1%が甲斐市に環境整備協力費として支払われることとなりますので、今回あわせて歳入歳出予算の補正もお願いしているところです。

提案理由につきましては、甲斐市と埼玉県川口市オートレース場場外車券売り場設置に関する協定書の締結により、市に支払われる環境整備協力費を地域振興の財源に充てる基金へ

積み立てるため、所要の改正をする必要がある。これが条例の提案理由であります。

以上で条例の一部改正の件についてご説明いたしました。よろしく願いいたします。

○委員長（清水正二君） 説明が終わりました。

これより説明に対する委員の質疑を行います。

質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を受けます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

これより議案第57号 甲斐市地域振興基金条例の一部改正の件について討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより議案第57号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましてはご一任願います。

以上で議案第57号を終わります。

ここで職員入れかえのため暫時休憩いたします。

休憩 午前11時56分

再開 午前11時57分

○委員長（清水正二君） それでは、会議を再開いたします。

次に、議案第70号 甲斐市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定の件を議題といたします。

当局の説明を求めます。

武川都市計画課長

○都市計画課長（武川 訓君） それでは、ご苦労さまです。

それでは、議案集の207ページとあわせまして、定例市議会の資料20ページをお願いいたします。

議案第70号 甲斐市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定につきましてご説明をさせていただきます。

今回の条例の制定につきましては、提案理由にもありますように、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行によりまして、高齢者、障害者等の円滑化の促進に関する法律の一部改正により、これまで国が一律に定めていました公園等のバリアフリー化に関する構造基準等を条例で定めることとされたことに伴いまして、新たに甲斐市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例を定めるものであります。

内容につきましては、公園施設のうち、移動等円滑化が特に必要なものとして政令で定められております特定公園施設として、園路及び広場、屋根つき広場、休憩所、野外劇場、駐車場、便所などの設置に関する基準を定めたものであります。

今回市で定める条例は、現行の省令及び山梨県幸住条例を準拠した内容となっております。

それでは、議案集の207ページに条例案がありますので、内容の説明をさせていただきます。

第1条につきましては、この条例の趣旨を定めるものであり、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づき、特定公園施設の設置に関する基準を定めるものとなっております。

第2条につきましては、定義となっております。

第3条につきましては、園路、広場に関する基準を定めるものでありまして、第1号につきましては園路、広場の出入り口の基準を具体的に定めております。1号のアからオにおいて、出入り口の幅、車どめを設ける場合、段差の基準等、それぞれの基準を定めております。次のページになります。

第2号は通路の基準を定めております。第2号のアからキにおいて通路の幅、段差の基準、

排水溝のふたの構造まで、それぞれ定めております。

第3号は階段の基準であります。第3号のアからカまで階段への手すりの設置、手すりへの点字の設置、路面の基準等、それぞれ定めております。

次のページの第4号及び第5号は傾斜路等の基準。

第6号は転落防止設備の基準。

第7号が特定公園施設と主要な公園施設の接続について定めております。

同じく209ページの後段になりますが、第4条につきましては、屋根つき広場の基準を定めるものであります。

第1号につきましては屋根つけ広場への出入り口の基準であります。また、第1号のアから次のページのエまでは出入り口の幅、車いすの使用者が通過する際の段差等について定めております。

第2号は広さの基準を定めております。

次の第5条につきましては、休憩所、管理事務所の基準を定めたものであります。

第1項につきましては、休憩所を設ける場合の基準でありまして、第1項第1号は休憩所の出入り口の基準、第2号がカウンターを設ける場合の基準、第3号が広さの基準、第4号は便所の基準であります。これは、この後、第8条第2項に便房等の設置と第9条及び第10条の多機能便房に関する基準をそれぞれ引用しております。

同じページの一番下になります。

第2項は、管理事務所の基準であり、これは第1項の基準、休憩所の基準を準用しているものであります。

次に、211ページ、第6条は、野外劇場及び野外音楽堂の基準を定めるものでありまして、第1項及び第2項が野外劇場の基準であり、第1項の第1号は出入口の基準、第2号は通路の基準、また第3号及び次の第2項は車いす使用者観覧スペースの基準、第1項第4号は野外劇場の便所の基準となっております。

次のページの第3項は、野外音楽堂の基準になりますが、これは今、ご説明をいたしました野外劇場の基準を準用しております。

次の第7条につきましては、駐車場の基準を定めるものでありまして、第1項は、車いす使用者駐車場施設の設置数と、第2項で駐車場の幅や表示の基準を定めております。

また、第8条から次のページの第10条までにつきましては、不特定多数の者及び高齢者、障害者等が利用する便所の基準を定めるものであります。

まず、第8条は、便所の基準の一般を定めるものであり、第2項では、1つ以上の便所を多機能便所または多機能便所とすることとしております。

次のページの第9条は、この多機能便所に関する基準を、また第10条につきましては、多機能便所に関する基準を定めております。

次の214ページになります。

第11条につきましては、水飲み場と手洗い場の基準を定めたものであります。

第1項では水飲み場の基準を定め、第2項では手洗い所について水飲み場の基準を準用しております。内容的には飲み口までの高さ、形状等についてであります。

第12条、第13条につきましては、掲示板及び標識の基準を定めております。

第12条の第1項では掲示板の基準を定め、第2項では標識についての掲示板の基準を準用しております。

また、13条におきましては、標識の設置場所についての基準を定めております。

以上、条文の説明になります。

また、この条例につきましては、平成25年4月1日から施行の予定であります。

以上、ご説明いたしましたように、特定公園施設ごとに現行の省令、また山梨県公衆条例を参酌し、基準を定めた条例となっております。よろしくお願いたします。

○委員長（清水正二君） 説明が終わりました。

これより説明に対する委員の質疑を行います。

質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を受けます。

保坂議員。

○議員（保坂芳子君） これ野外劇場、野外音楽堂ということ、都市公園ということも、これも入るということですね。特にトイレなんですが、多機能型のは1つ以上設けるということですか。だから、それ以外のことは例えばトイレが幾つかあったときに、1つだけ多機能型ならいいのかということを知りたいんです。というのは、やはり和式ではなくて洋式にしてほしいという意見が結構、声も多いんですが、その辺のことは、ここに書いていないのかなと思うんですけども、どうなんでしょうか。

○委員長（清水正二君） 答弁を求めます。

丸山係長。

○まちづくり推進係長（丸山英資君） 主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合、1以上となっていますので、1つだけということではなくて、条例の中では1以上ですから、その施設によって必要な場合については利用者数等を検討しながら設置を設計していく内容となっております。

○委員長（清水正二君） よろしいですか。

ほかに傍聴議員の質疑はございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（清水正二君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

これより議案第70号 甲斐市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定の件について討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより議案第70号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましてはご一任願います。

以上で議案第70号を終わります。

次に、議案第75号 甲斐市都市公園条例の一部改正の件を議題といたします。

当局の説明を求めます。

武川都市計画課長。

○都市計画課長（武川 訓君） それでは、議案集の261ページ、あわせまして定例市議会資料の24ページをお願いいたします。

議案第75号 甲斐市都市公園条例の一部改正の件についてご説明をさせていただきます。

今回の改正につきましては、先ほどと同じように第2次一括法の施行によりまして都市公園法の一部改正に伴いまして、これまで国が一律に定めていました都市公園の設置基準を条

例で定めることとされたことに伴いまして、甲斐市都市公園条例の一部を改正するものであります。

内容につきましては、市議会資料24ページをお願いいたします。

都市公園法の改正によりまして、都市公園の配置及び規模に関する技術的基準と都市公園に公園施設として設けられる建築物の建築面積に関する基準、これらの基準につきまして現行の都市公園法を参酌し、甲斐市の現状に踏まえ、都市公園条例にそれぞれ基準を追加するものでございます。

具体的内容としましては、資料の24ページの3にありますように、まず、都市公園の設置基準につきまして、住民1人当たりの都市公園敷地面積の標準値を甲斐市の区域内、これは都市計画区域内になります。10平米以上、また市街区域内、これは市街化区域内になります。5平米以上としており、これらの基準につきまして都市公園法と都市公園施行令の定める現行の基準を用いて改正をしているものであります。

次に、資料の25ページになります。

都市公園を設置する場合の配置及び基準におきましても、都市公園法施行令に基づきまして街区公園が0.25ヘクタール、近隣公園が2ヘクタール、地区公園が4ヘクタール、また総合公園、運動公園、広域公園、緩衝緑地等については設備目的に応じて都市機能を十分に発揮することができる面積となっており、現行の基準を用いて改正をしております。

また、公園施設の設置基準におきましても、公園施設の種別及び建築面積の割合を、建築物は都市公園の敷地面積に対して2%として、この2%を基準といたしまして、休憩施設、運動施設、備蓄倉庫は基準の2%にプラス10%、これ12%以下ということになります。こうなっております。

また、国宝重要文化財が先ほどの基準の2%に20%プラス、屋根つき広場、屋根つき野外劇場はプラス10%、隣接公園施設はプラス2%と、公園施設の種別及び建築面積の割合を都市公園法及び都市公園法の施行令の現行の基準を用いているところであります。

以上が改正の内容となりますので、次の26ページに新旧対象表がありますので、ご説明をさせていただきます。

まず、趣旨であります。

第1条につきましては、今回の改正により公園の設置基準、公園施設設置基準が条例委任され、以下の条項に追加されたことを踏まえまして、法令に基づく命令に定めるもののほかの条文を修正したものであります。

以下、第1条で削除しました法に基づく命令による都市公園の敷地の面積の標準、公園の配置及び規模、建築面積等を第1条の次に、それぞれ加えていくものであります。

第1条の2として、住民1人当たりの都市公園の敷地面積の標準を定めるものでありまして、基準政令の基準を参酌した上で住民1人当たりの都市公園の敷地面積の基準を先ほどご説明いたしましたように、市の区域内を現行の基準の10平米以上、市街地区域内を現行の基準の5平米以上とするものであります。

第1条の3につきましては、都市公園の種類ごとに配置や規模の基準を定めたものであり、都市公園の種別ごとにその特質に応じて分布の均等を図り、かつ災害時における避難地や避難路や防災活動拠点としての機能に十分配慮し、配置及び規模を定めております。

基準につきましては、基準政令のとおりといたしまして、1号につきましては街区公園、2号につきましては近隣公園、3号につきましては地区公園、次のページの4号は総合公園、運動公園、広域公園等については容易にできるよう配置し、利用目的に応じて都市公園として十分に発揮できるよう面積を定めるものとしております。

次の1条の3の第2項につきましては、前項まで掲げました都市公園以外の都市公園を設置する場合は、設置目的に応じて都市公園として機能が十分発揮できるような面積を定めるとしております。

次に、1条の4につきましては、都市公園の敷地面積に対する公園施設として設けられる建築物の許容される割合を定めるものでございまして、第1項で建ぺい率、基準の原則を定めるもので、先ほど説明しました100分の2とするものでございます。

第2項から第5項につきましては、特別な場合における建ぺい率の基準をそれぞれ定めております。第2項につきましては、都市公園施行令第6条第1項第1号では休養施設、運動施設、教養施設、災害応急対策に必要な施設などは公園の敷地面積の100分の10を限度として建築面積を超えることができるとし、28ページになります。第3項では、都市公園施行令によりまして歴史的建造物、景観重要建造物は100分の20、第4項で屋根つき広場、屋根つき野外劇場は100分の10を限度として、第5項におきましては、仮設公園施設は100分の2を限度として、それぞれ第1項の基準割合の100分の2を超え、建築物ができる規定となっております。

以上が今回の第2次地域主権一括法による都市公園法の改正に伴います条例の改正の内容でございます。よろしく願いをいたします。

以上です。

○委員長（清水正二君） 説明が終わりました。

これより説明に対する委員の質疑を行います。

質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） なければ、質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を受けます。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

これより議案第75号 甲斐市都市公園条例の一部改正の件について討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより議案第75を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましてはご一任願います。

以上で議案第75号を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

いいですか、1時半でよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） では、1時半で再開をいたします。

休憩 午後 零時16分

再開 午後 1時28分

○委員長（清水正二君） それでは、会議を再開いたします。

次に、議案第74号 甲斐市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定の件を議題といたします。

当局の説明を求めます。

飯沼上水道課長。

○上水道課長（飯沼 覚君） ご苦勞さまでございます。

それでは、議会資料の21ページをお願いいたします。

甲斐市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の概要、議案第74号関係、議案集の257から259ページの関係でございます。

これにつきましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる第2次一括法によりまして、これまで国が一律に定めておりました布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準につきまして、市が条例で定めるというものでございます。

条例の内容になりますが、第2次一括法によりまして水道法の一部が改正になったことによりまして、市は次の3つの基準を条例で定めて施行するということが必要になったものでございます。

①が布設工事監督者の配置に関する基準、②が布設工事監督者の資格に関する基準、③が水道技術管理者の資格に関する基準。

なお、②と③の資格基準を定めるに当たっては、法令の基準を参酌する必要がありますので、条例の作成に当たっては、この参酌すべき基準につきまして、パブリックコメントを募集いたしまして、結果、応募はございませんでしたので、現行の法令の基準と同じ内容を定めてございます。現行の法令のとおりでございます。

①布設工事監督者の配置に関する基準につきましては、布設工事監督者を置かなければならない水道の布設工事の範囲を定めてございます。

②布設工事監督者の資格に関する基準及び③水道技術管理者の資格に関する基準につきましては、水道に関する専門学歴と事実上の基準を実務年数で定めてございます。

ページをめくっていただきまして、まず、項目1の布設工事監督者を置かなければならない水道の布設工事の範囲、水道法12条、技術者による布設工事の監督でございます。布設工事の範囲でございますが、水道法第3条第8項に規定する水道施設の新設、水道施設でございますが、水道のための取水施設、貯水、導水、浄水、送水及び配水施設でございます。こ

れの新設または次の各号にございます増設もしくは改造の工事という内容でございます。

(1)に係る工事の予定は、現在のところございません。

(2)につきましては、配水池の新設以外のところは今のところ予定ございません。

次に、項目2の布設工事監督者に求められる資格であります、水道法施行令第4条、水道法施行規則第9条、布設工事監督者の資格でございます。主な資格基準は①が大学の土木工学科において衛生工学、水道工学を修めた者が2年以上の実務経験を有する者。②が大学の土木工学科を卒業した①以外の者であって3年以上の実務経験。③短大等では5年、④高等学校で土木科等を卒業が7年、⑤で①から④に該当しない者、10年というような基準になってございます。

次に、項目3、水道技術管理者に定められる資格であります、水道法施行令第6条及び水道法施行規則第14条、水道技術管理者の資格でございます、主な資格基準、上記項目2の布設工事監督者たる資格を有する者、以下、それぞれの実務経験年数になっております。

なお、簡易水道につきましては、項目2、3の経験年数の期間が半分となります。

以上、よろしくご審議、お願いいたします。

○委員長（清水正二君） 説明が終わりました。

これより説明に対する委員の質疑を行います。

質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） 質疑がなければ終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を受けます。

質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（清水正二君） なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

これより議案第74号 甲斐市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定の件の討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） 討論なしと認めます。

討論を終了いたします。

これより議案第74号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましてはご一任願います。

以上で議案第74号を終わります。

次に、議案第78号 甲斐市簡易水道給水条例の一部改正の件を議題といたします。

当局の説明を求めます。

飯沼上水道課長。

○上水道課長（飯沼 覚君） それでは、資料の36ページをお願いいたします。

甲斐市簡易水道給水条例の一部改正の概要、議案第78号関係、議案集の275ページでございます。

これにつきましては、先ほどの甲斐市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定に伴いまして、簡易水道事業にも準用できるよう、甲斐市簡易水道給水条例の一部を改正するものでございます。

内容は、第8条の準用の一部を37ページ、隣の新旧対照表の左側の新しいアンダーラインのように「及び甲斐市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例（平成24年甲斐市条例第○号）」を加えるものでありまして、先ほどの条例の規定の準用ができるようにしたものでございます。

以上でございます。

○委員長（清水正二君） 説明が終わりました。

これより説明に対する委員の質疑を行います。

質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を受けます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

これより議案第78号 甲斐市簡易水道給水条例の一部改正の件の討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより議案第78号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましてはご一任願います。

以上で議案第78号を終わります。

ここで職員入れかえのため暫時休憩をいたします。

休憩 午後 1時38分

再開 午後 1時39分

○委員長（清水正二君） 会議を再開いたします。

次に、議案第76号 甲斐市下水道条例の一部改正の件を議題といたします。

当局の説明を求めます。

廣島下水道課長。

○下水道課長（廣島 眞君） 議案集265ページと資料集の29ページをお開きいただきたいと思えます。

甲斐市下水道条例の一部改正の件ということで、29ページのほうに地域主権一括法によって、30ページのほうに下水道法の改正部分が載っております。その部分で甲斐市の下水道条例の一部を改正する予定でございます。

30ページになりますが、本法では7条の第2項、公共下水道管理者である地方公共団体の条例で公共下水道の構造等、政令で定める基準を参酌しろということでございます。

改正部分の案ですが、条例第2条の2、公共下水道及び都市下水路の構造の技術上の基準、第2条の3、排水施設構造の基準、第2の4、都市下水路の維持管理の技術上の基準、第2条の5、適用除外といったところを今回お願いしたい部分でございます。

31ページのほうに新旧対照表がございます。

31ページの新旧でアンダーラインが引いてあるところが新になっております。

第1章の2、公共下水道並びに都市下水路の構造及び維持管理による技術上の基準といったものが今回入れてございます。

第1条の部分では、今まで公共下水道の管理という部分が公共下水道並びに都市下水路の管理、施設の構造、排水維持管理の基準等を定めるということで盛り込んでございます。

それから、2条の2の次、3が新しく入りました。都市下水路、法第2条第5項に規定する市として市街地における下水を排除するための地方公共団体が管理している、次のページ、下水道をいうところが列記されてございます。

それから、旧新1つずつふえまして、(10)が(11)になってございます。

それから、1章の2というところで、新たに設けさせていただいたのが公共下水道構造の技術上の基準と、第2条の2ということで都市下水路、下水道、これら次条に定めるということがうたわれております。

33ページの第2条の3、新たに入ったのが、(1)堅固で耐久力を有する構造と、それから、2、コンクリート、その他耐水性の材量でつくり、かつ漏水及び地下水の侵入を最小限度のものとする措置が講ぜられていること。3、屋外に当たるもの、部分が入っております。4番では、下水の貯留等、腐食するおそれのある部分についてはステンレス鋼、その他腐食しにくい材料でつくと。それから、(5)ですけれども、耐震によって下水の排除及び処理に支障が生じないように、地盤の改良、可とう継ぎ手の設置、その他というところで、国交省が定める形となっております。それから、(6)ですけれども、排水管の内径排水渠の断面積についても、国交省が定める数字に下らないものということが記載されてございます。

次の34ページ、7では、流下する下水の水勢に損傷するおそれがある部分にあっては、現施工の設置、その他水勢を緩和する措置が講じられていること。その他、細かい部分がマンホール、それから、暗渠の部分の構造、流下速度が今回うたわれております。

2条の4、都市下水路の維持管理の技術上の基準といったところで、次のとおり1から2まで入ってございます。1、しゅんせつは1年に1回以上行うこと。ただし、下水の排除に支障がない部分については、この限りではない。2、洗浄ゲート、その他の洗浄のための施設があるときは、一月に1回以上行うこと。

それから、2条の5、適用除外という部分であります、(1)工事を施工するために仮に設けられる公共下水道及び都市下水路、非常災害のため必要な応急措置として設けられる

公共下水道及び都市下水路と、（３）新技術に伴う試験試行で設けられる公共下水道といった部分を下水道法本法を参酌して、市の下水道条例へ盛り込んだものでございます。

雑駁ですが、以上でございます。

○委員長（清水正二君） 説明が終わりました。

これより説明に対する委員の質疑を行います。

質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） なければ、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を受けます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

これより議案第76号 甲斐市下水道条例の一部改正の件の討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより議案第76号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましてはご一任願います。

以上で議案第76号を終わります。

以上で条例等の審査を終了します。

ここで職員が入室するため、暫時休憩します。

休憩 午後 1時47分

再開 午後 1時48分

○委員長（清水正二君） それでは、会議を再開いたします。

引き続き補正予算の審査を行います。

議案第58号 平成24年度甲斐市一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

審査に入る前にお諮りします。補正予算の内容により、ある程度まとめて説明を受け、質疑を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） それでは、そのようにいたします。

初めに、人事課長より人件費関係の概要について説明を受けたいと思います。

大久保人事課長。

○人事課長（大久保典男君） 人件費の補正につきまして、初めに全体の概要についてご説明し、その後、本日も審議いただく科目別にご説明をいたします。

それでは、最初に、定例市議会資料、こちらの資料になりますが、10ページをごらんいただきたいと思います。

このたびの補正では、今年度の人事異動による調整を行った上で決算見込みを踏まえた補正をお願いするものでございます。

上段の正職員でございますが、職員数の合計、一番左の職員数の欄でございますが、その合計、当初予算策定時では447人でした。これは定年退職者も見込んだ数字でございましたが、年度末の自己都合退職者が5人、その後、今年度これまでに3人の職員が退職しており、合計で8人が減って、現在の職員数は439人となっております。

給料の補正額の合計でございますが305万6,000円となります。これは一般会計の総務管理費において、中退職を含めた人件費全体の調整を行っておりますが、最終的に不足が生じたものでございます。

次に、職員手当でございますが、補正額の合計は234万3,000円の減額となります。

共済費でございますが、健康保険に該当する共済組合の短期という保険がございます。これの事業主負担率が4月から引き上げられました。また、厚生年金に該当する長期の事業主負担率も9月から引き上げられました。さらに、基礎年金拠出金の公的負担割合というのがございます。基礎年金、年金の1階部分なのですが、その国庫負担を2分の1とするルールが、これはもう数年前ですが決まっております。それに基づいて毎年度の負担割合が法律で決められておりますが、それによりまして、これも引き上げられることになりました。合

計で1,013万3,000円の増額をお願いするものでございます。正規職員全体では1,060万6,000円の増額補正となります。

下の段は嘱託臨時職員の一覧表になります。嘱託の職員数ですが、2人減員となります。収納課の徴収員が途中で1人退職いたしました。それから、教育委員会の運転手について、正規職員が異動しましたので1人を減らしたものです。臨時の職員数は保育園児童の増加に伴う保育士の増員等により、全体では8人の増加でございます。これらにより報酬は240万円の減額、共済費は62万9,000円の減額、賃金は186万円の増額、合計では116万9,000円の減額をお願いするものでございます。

それでは、こちらの補正予算説明書のほうに入ってまいります。

まず、24、25ページをお願いいたします。

5款労働費、1項労働諸費、1目労働諸費でございますが、職員数は変わらず、決算見込みに基づき給料を増額、職員手当等を減額、共済費は事業主負担率の引き上げに伴う増額をお願いするものです。

6款農林水産業費、1項農業費、2目農業総務費でございますが、こちらも職員数は変わらず決算見込みに基づき給料及び職員手当等を減額、次のページになりますが、共済費は事業主負担率の引き上げに伴う増額をお願いするものです。

7款商工費、1項商工費、1目商工総務費でございますが、職員数は変わらず、決算見込みに基づき給料及び職員手当等を減額、共済費は事業主負担率の引き上げに伴う増額をお願いするものです。

8款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費でございますが、こちらも職員数は変わらず、決算見込みに基づき給料及び職員手当等を減額、共済費は事業主負担率の引き上げに伴う増額をお願いするものです。

次に、28、29ページをお願いいたします。

4項都市計画費、1目都市計画総務費でございます。職員数は変わらず、決算見込みに基づき給料及び職員手当等を減額、共済費は事業主負担率の引き上げに伴う増額をお願いするものです。

次は、簡易水道事業特別会計でございます。

116、117ページをお願いいたします。

1款事業費、1項事業費、1目一般管理費でございます。職員数に変わりはなく、共済費について事業主負担率の引き上げに伴う増額をお願いするものでございます。

次は、地域し尿処理施設特別会計でございます。

ページは128、129ページをお願いいたします。

職員数に変わりなく、共済費について事業主負担率の引き上げに伴う増額をお願いするものです。

次に、下水道事業特別会計でございます。

140、141ページをお願いいたします。

職員数に変わりはなく、決算見込みに基づき給料及び職員手当等を減額、共済費については事業主負担率の引き上げに伴う増額をお願いするものでございます。

次は、水道事業会計でございますが、別冊になると思いますが、こちらの平成24年度、12月定例議会の補正予算説明書（第1号）をごらんいただきたいと思っております。

ページは3ページになります。

補正予算給与費明細書の1、総括という表がございます。一番下の比較欄をごらんいただきたいと思っております。

職員数については増減はございません。決算見込みに基づき給料と手当という欄がございますが、そこを減額。法定福利費という欄がございます。それが共済費に当たりますが、事業主負担率の引き上げに伴う増額をお願いするものです。

説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○委員長（清水正二君） 説明が終わりました。

これより説明に対する委員の質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（清水正二君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を受けます。

〔発言する者なし〕

○委員長（清水正二君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

これで人事関係の概要についての質疑を終了します。

ここで職員が退室のため暫時休憩をいたします。

休憩 午後 1時59分

再開 午後 1時59分

○委員長（清水正二君） 会議を再開いたします。

それでは、下水道課より第4款衛生費、第3項清掃費について説明をお願いいたします。  
広島下水道課長。

○下水道課長（廣島 眞君） 説明資料24ページ、お聞きいただきたいと思います。

また、後ろのほうの下水道の繰出金、28ページもあわせて、4款衛生費の28節繰出金でございます。地域し尿への繰出金、先ほど人事のほうで話がありました共済費の増と、それから、28ページ、土木費、都市計画費、それから、下水道費への繰出金といったところで△69万6,000円、職員の給与費ということで減額されております。これにつきましては、また後のほうで、し尿特別会計並びに下水道特別会計の中で歳入歳出の中でご説明いたします。

○委員長（清水正二君） 説明が終わりました。

これより説明に対する委員の質疑を行います。  
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） なければ、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を受けます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

これで下水道課関係の質疑を終了します。

ここで職員の入替えのため暫時休憩します。

休憩 午後 2時01分

再開 午後 2時02分

○委員長（清水正二君） それでは、会議を再開いたします。

次に、商工観光課より第5款労働費、第1項労働諸費、第7款商工費、第1項商工総務費及び第13款諸支出金、第1項基金費について説明をお願いいたします。  
花輪商工観光課長。

○商工観光課長（花輪正純君） ご苦労さまです。

それでは、商工観光課の補正予算についてご説明いたします。

補正予算資料の24、25をお願いいたします。

第5款労働費、1項労働諸費、1目労働諸費、001労働関係職員費26万4,000円の増額につきましては、4月の人事異動及び共済費の負担割合の改定に伴う共済費の補正です。

続きまして、26ページ、27ページをお願いいたします。

7款商工費、1項商工費、1目の商工総務費、001商工観光関係職員費12万8,000円の増額補正につきましては、人事異動による給料、職員手当の補正及び共済費の負担割合の改定に伴う補正であります。

続きまして、36ページ、37ページをお願いします。

13款の諸支出金、第1項の基金費、第12目の地域振興基金費、001の地域振興基金積立金の補正予算につきましてご説明いたします。

オートレース双葉場外売り場が今月27日にオープン予定となっていることに伴いまして、場外車券売り場の売上金の1%が山梨北開発興業から環境整備協力費として市に支払われ、市の歳入となるため、その歳入金額を地域振興基金に積み立てるための歳出の補正予算です。

補正予算額50万円につきましては、今月27日から来年3月末までの場外売り場の開催予定日数が87日間となっておりますので、1日の売上目標を60万円と設定しておりますので、60万円掛ける開催日数の87日の1%、約50万円が市の諸収入となります。この金額を地域振興基金に積み立てるための補正予算です。よろしくをお願いいたします。

○委員長（清水正二君） 説明が終わりました。

これより説明に対する委員の質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を受けます。

ございませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（清水正二君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

これで商工観光課関係の質疑を終了いたします。

次に、第6款農林水産業費、第1項農業費について当局の説明を求めます。

今村農林振興課長。

○農林振興課長（今村親弘君） よろしくお願いをしたいと思います。

それでは、農林振興課の12月の補正予算につきましてご説明を申し上げます。

補正予算説明書24、25ページをお願いしたいと思います。

第6款農林水産業費、第1項農業費、第2目農業総務費につきましては、補正前の額1億3,151万7,000円に対しまして70万2,000円の減額をお願いいたしまして、1億3,081万5,000円とするものでございます。

この内容につきましては、農林振興課の人件費でございまして、内容につきましては、先ほど人事課のほうから説明があったとおりでございます。

次に、26、27ページをお願いしたいと思います。

第3目農業振興費につきましては、補正前の額6,096万5,000円に対しまして5万3,000円の増額をお願いいたしまして、6,101万8,000円とするものでございます。

財源の内訳でございます。国・県支出金2万6,000円につきましては、県の支出金でございます環境保全型農業直接支払補助金でございます2万7,000円が一般財源となっております。

012農地・水・環境保全向上対策事業5万3,000円につきましては、第19節負担金、補助及び交付金の増額をお願いするものでございまして、内容につきましては、環境保全型農業直接支払事業といたしまして環境保全に効果の高い営農活動、これにつきましては、化学肥料等の使用につきまして5割以上低減をする営農に取り組む農業者に対しまして、10アール当たり8,000円の補助金を交付するものでございまして、国が2分の1、4,000円、それから、県と市におきまして2分の1、4,000円を交付するものということで、今回132アールに対しまして県、それから、市の交付金の補正でございます。

次に、第5目農地費でございますが、補正前の額1億4,761万5,000円に対しまして371万2,000円の増額をお願いいたしまして、1億5,132万7,000円とするものでございます。

財源につきましては地方債350万、それから、21万2,000円が一般財源でございます。

003県営土地改良事業371万2,000円につきましては、第19節負担金、補助及び交付金の増額をお願いするものでございます。

内容につきましては、茅ヶ岳東部広域農道の整備に伴います県の事業費が増額をすることに伴いまして、市の事業負担分が増額するというので371万円の補正をお願いするものでございます。

以上でございます。よろしくお願いをしたいと思います。

○委員長（清水正二君） 説明が終わりました。

これより説明に対する委員の質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（清水正二君） なければ、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を受けます。

〔発言する者なし〕

○委員長（清水正二君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

これで農林振興課関係についての質疑を終了いたします。

ここで職員入れかえのため暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時10分

再開 午後 2時12分

○委員長（清水正二君） それでは、会議を再開いたします。

続きまして、建設課より第8款土木費のうち、第1項土木管理費、第2項道路橋梁費、第3項河川費及び繰越明許費について説明を求めます。

米山建設課長。

○建設課長（米山徳彦君） ご苦労さまでございます。

建設課に係る補正予算につきまして説明させていただきます。

補正予算説明書26ページ、27ページをお開きください。

第8款土木費、第1項土木管理費、第1目土木総務費、補正前の額2億2,583万3,000円に54万9,000円を増額し、予算現額2億2,638万2,000円とするものであります。

財源内訳は、国・県支出101万2,000円、国庫支出金は住宅建築物耐震改修等事業費補助金67万5,000円及び県支出金は緊急木造住宅わが家の耐震診断支援事業費補助金33万7,000円で、一般財源を46万3,000円減額するものであります。

事業ごとに説明します。

001土木管理関係職員費281万円の減額でございますが、4月の職員の異動による建設課に

つきましては、建設産業部長を含めまして17名、4名の異動がありまして、給料228万9,000円の減額、3職員手当等は106万1,000円の減額、4共済費につきましては負担割合等の変更によりまして54万9,000円の増額であります。

次に、012土木総務費の335万円ですが、6月補正でもお願いを申し上げまして、これは木造住宅の耐震診断の申し込み件数、これが増加しまして、耐震診断委託料の補正増をお願いするものでございます。

内訳は1戸、4万5,000円に30戸ということで135万円の増額をお願いするものでございます。4月の当初から始めまして、これですべてで100個分ということになりまして、450万の予算ということになります。並びに市道の未登記、未分筆、その箇所の測量委託料につきましても、現在、双葉地区の測量及び分筆登記を進めておりますが、現在までに2路線、18筆の測量が終了したところでございます。予算が不足しておりますから、委託料を増額して、今後1月から3月までの3路線、21筆を測量し、分筆登記を行い、その後、寄附承諾をいただく中で市の名義にするものであります。

ちなみに、全体では29路線、120筆あります。できるだけ早く対応していきたいですが、相続問題等々いろいろありまして、どうしてもスピーディーにできないという状況です。1件当たり9万5,000円という計算の測量関係ですから、21筆、200万円の増額でありまして、合計13節委託料335万円の増額補正をお願いします。

次に、補正予算説明書28ページ、29ページになります。

第8款土木費、第2項道路橋梁費、第1目道路維持改良費、補正前の額1億1,440万円に2,000万円を増額しまして、予算現額を1億3,440万円にするものであります。

財源内訳につきましては、国庫補助金1,000万円、これは道路交通安全対策費補助金であります。残りの1,000万円は一般財源であります。

001道路維持改良事業の説明をさせていただきます。

通学路の安全対策として国土交通省から国庫補助事業道路事業費ということで早期執行事業について調査がありました。本市においては、通学路の合同緊急点検調査を実施した結果、本市においても危険な通学路の実態が当然明らかになりまして、登下校時の児童の安全確保を喫緊の課題としてやっていかなければならないということの中で、市道上篠原玉小線など、通学路に路肩部、カラー舗装による視認性という、見やすいということですね、視認性の向上を図ることなどの安全対策工事を行うものです。

15節工事請負費2,000万円であります。交通安全施設整備事業として、先ほど言ったよう

に50%の補助金1,000万円がつくということの中で、非常に有利でありますので増額補正を行うものであります。

なお、緊急合同点検調査については、警察、教育委員会、市民活動支援課、建設課の合同調査を行いまして、一般質問でもお答えしたとおり、31カ所ありましたが、点検調査結果で対応不要箇所、民地のところもやってくれという話もありまして、そういうようなところは7カ所ありましたので、それはやれないということの中で、対応必要箇所は24カ所、このうち現時点でもう対応済みというものがありましたので、これは8カ所、残りの16カ所について今後議会におきまして補正をお願いするのは7カ所ということで、残りの9カ所については25年度以降対応を計画しております。

対象路線につきましては、先ほど言ったように上篠原玉小線ほか6路線の外側線グリーンベルトなどカラー舗装、ポストコーン、転落防止等の施策を行う工事等を行っていきます。

次に、第8款土木費、第3項河川費、第1項河川維持改修費、補正前の額1億1,300万円に250万円の増額をしまして、予算現額を1億1,550万円とするものであります。県道島上条宮久保絵美堂線、県の災害復旧工事に伴う委託料の増額補正であります。

財源内訳については、すべて一般財源であります。

この事業につきましては、002河川改修事業でありまして、これは6月の台風4号の影響で県道島上条宮久保絵美堂線を横断している暗渠が壊れまして、県道が陥没した。2回の建設経済常任委員会でも説明をしておりますけれども、復旧費の問題について県と協議をしましてまいりました。一部工事費を県に委託し、本年度中に復旧するためのものであります。13節委託料250万円でございます。ちなみに、県の発注工事は4,053万円ということで聞いております。

次に、補正予算説明書47ページ、建設課に係る繰越明許費について説明をさせていただきます。

資料の一番上です。第8款土木費、第2項道路橋梁費、第1目道路維持改良費、繰越明許費2,000万につきましては、歳出の補正予算で説明しました道路維持改良事業の交通安全施設整備事業、これは急遽の国の施策により補正ということになりまして、本年度中の工事完成が一部できない場合もありますので、補正予算に繰越明許費の補正をお願いいたしまして、来年度に繰り越して執行できるようにするものであります。

以上、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いします。

○委員長（清水正二君） 説明が終わりました。

これより説明に対する委員の質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○委員長（清水正二君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を受けます。

[発言する者なし]

○委員長（清水正二君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

これで建設課関係の質疑を終了します。

続けて、第8款土木費、第4項都市計画費及び繰越明許費について当局の説明を求めます。

武川都市計画課長。

○都市計画課長（武川 訓君） ご苦労さまです。

それでは、都市計画課の補正予算につきましてご説明をさせていただきます。

補正予算説明書の28ページ、29ページをお願いします。

第8款土木費、第4項都市計画費、第1目都市計画総務費につきましてご説明をさせていただきます。

001の都市計画関係職員費につきましては、都市計画課の職員の4月の人事異動、また共済の負担割合の改定によりまして、給料、職員手当、また、共済費の職員関係の経費441万9,000円の減額をお願いするものであります。

次に、2目幹線道路整備費、001の幹線道路整備事業につきましては、現在、開発1号線、滝坂希望ヶ丘線、大袋大久保線の工事を進めているところであります。開発1号線、滝坂希望ヶ丘線につきましては25年度、また、大袋大久保線につきましては今年度末の完成を予定しております。今回の補正につきましては、社会資本整備総合交付金の追加配分を受けましたので、開発1号線の整備につきまして事業費3,400万を増額いたしまして、事業の進捗を図りたいと考えております。

それでは、節ごとに説明をさせていただきます。

15節工事請負費2,300万につきましては、開発1号線の工事費を増額するものであり、工事の前倒しにより橋梁部の取り付け道路の工事及びその南側の歩道等の工事を予定しております。

22節補償、補てん及び賠償金1,100万円につきましては、東電の埋設ケーブル等の補償を増額するものであります。

以上、幹線道路整備費の補正内容であります。

次に、補正予算説明書の47ページをお願いいたします。

繰越明許費であります。繰越明許費につきましては、第8款土木費、第4項都市計画費、第2目幹線道路整備の事業費であります。開発1号線に関係します工事費、公有財産購入費、補償、補てん及び賠償金の1億6,619万円につきまして繰り越しをお願いするものであります。

内容といたしましては、現在橋梁の工事、道路改良工事等を行っているところでありますが、支障設備移設等の調整に日数を要したため、これらの工事、また開発1号線にかかります既に同意を得ており、年度内に購入予定であります。これにかかります公有財産購入費及び補償費と今回の補正を含めまして、社会資本整備総合交付金の補助対象事業であることから、補助金の適切な運用を行うため、繰り越しの手続をお願いするものであります。

以上です。よろしくをお願いいたします。

○委員長（清水正二君） 説明が終わりました。

これより説明に対する委員の質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（清水正二君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を受けます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

これで都市計画課関係の質疑を終了いたします。

以上で議案第58号 平成24年度甲斐市一般会計補正予算（第4号）の質疑を終了いたします。

これより本委員会に付託されました、議案第58号 平成24年度甲斐市一般会計補正予算（第4号）について討論、採決を行います。

本案について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） 討論なしと認めます。

これで討論を終了します。

これより本案について採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、委員長報告につきましてはご一任願います。

以上で議案第58号の審査を終了いたします。

ここで職員入れかえのため暫時休憩いたします。

休憩をどうします、40分でいいですか。

じゃ、再開を2時40分にいたします。

休憩 午後 2時26分

再開 午後 2時36分

○委員長（清水正二君） それでは、会議を再開いたします。

引き続き補正予算の審査を行います。

ここでお諮りいたします。この後行います特別会計の審査方法であります。すべて歳入歳出一括で説明を受け、審査したいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） ご異議なしと認めます。

よって、審査の方法は歳入歳出一括で行うことに決定いたしました。

それでは、次第第15番、議案第63号 平成24年度甲斐市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

当局の説明をお願いいたします。

飯沼上水道課長。

○上水道課長（飯沼 覚君） それでは、議案集の43ページでございます。

議案第63号 平成24年度甲斐市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）でございます。

これにつきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4万1,000円を追加して、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9,275万円とするものでございます。

それでは、補正予算説明書の114ページをお願いいたします。114、115ページ、お願いい

たします。

初めに、歳入からお願いいたします。

第5款繰入金、1項一般会計繰入金4万1,000円増額いたしまして6,654万2,000円とするものでございます。

内訳としましては、職員給与繰入金が4万1,000円増額するものでございます。

ページをめくっていただきまして、次に、歳出でございます。

第1款事業費、1項事業費、目1の一般管理費のところ4万1,000円増額しまして4,487万9,000円とするものでございます。

財源内訳としましては、職員給与繰入金でございます。

節4共済費、001一般管理関係職員1人分の財源率の増加によります、一般共済組合負担金の増額分でございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○委員長（清水正二君） 説明が終わりました。

これより説明に対しての委員の質疑を行います。

質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を受けます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

これで議案第63号の質疑を終了します。

これより本委員会に付託されました、議案第63号 平成24年度甲斐市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について討論、採決を行います。

本案について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） 討論なしと認めます。

これで討論を終了します。

これより本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、委員長報告につきましてはご一任願います。

以上で本委員会に付託されました議案第63号を終了いたします。

次に、次第16番、議案第66号 平成24年度甲斐市水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

当局の説明をお願いいたします。

飯沼上水道課長。

○上水道課長（飯沼 覚君） それでは、水道事業会計補正予算説明書（第1号）、別冊になりますが、よろしく願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、1ページをお願いいたします。

平成24年度甲斐市水道事業会計補正予算実施計画の収益的収入及び支出のうち収入、第1款水道事業収益、既決予定額8億1,666万円、これに補正予定が24万円減額いたしまして、8億1,642万円を予定するものでございます。

内訳は、第2項の営業外収益、目2の他会計補助金のうち、児童手当分24万円減額するものでございます。

次に、支出でございます。

第1款水道事業費用、これが既決予定額6億4,796万7,000円、これに補正予定額13万3,000円減額しまして、6億4,783万4,000円を予定するものでございます。

内訳は、営業費用のうち、配水・給水業務及び総係費に係る給料、手当等の補正減でございます。

3、4ページをお願いいたします。

その手当、給料の明細でございますが、4月の人事異動に伴います減額分で、給料が46万9,000円、手当が144万3,000円、これに法定福利費としまして財源率の増加に伴います一般共済組合の負担金の増分で60万3,000円を加えまして、130万9,000円の減額、これに児童手当分の24万円を足しました金額が、また戻っていただきまして、1ページの154万9,000円の減額でございます。

次に、営業外費用でございます。災害対策費149万円増額、これにつきましては、好評をいただいております龍王源水でございますけれども、完売いたしまして、現在在庫切れの状

態ということでございまして、今回1,000ケース、2万4,000本を製造するための費用でございます。その下の消費税につきましては、これにかかわる消費税でございます。

次に2ページ、次に、これの資金計画でございます。

受入資金21億5,739万1,000円、これに補正予定が24万円減額しまして21億5,715万1,000円を予定するものでございます。

内訳は事業収益の他会計補助金、児童手当分24万円を減額するものでございます。7億5,361万4,000円となっております。

支払い資金は1万5,000円増額しまして11億5,764万8,000円を予定するものでございます。

内訳は事業費の営業費用を154万9,000円減額いたしまして4億1,748万9,000円、貯蔵品は災害対策費、龍王源水分に消費税を加えました156万4,000円を増額いたしまして249万6,000円、差し引きで25万5,000円減額いたしまして9億9,950万3,000円とするものでございます。これは7ページに出てきますけれども、予定貸借対照表の2の流動資産、(1)の現金預金と一致するものでございます。

続きまして、次に6ページをお願いいたします。

債務負担に関する調書であります、これは9ページをお願いいたします。参考資料です。

水道料金収納業務委託について、これですが、平成20年4月から、水道料金収納業務を民間に委託して、経営の効率化と水道使用者に対するサービスの向上を図っているところでございますが、本年度、24年度をもって契約が満了するというところで、委託業務の見直しを行いまして、またさらに個別に委託業務を行ってございました漏水調査と管路管理業務を加えまして、引き続き民間の能力を活用して一層の経営の効率化とサービスの向上を図るということで準備を進めているところでございます。

委託業務の内容は、現行の水道料金収納業務、新たに漏水調査業務と管路管理業務、マッピングの関係でございますが、これを加えてお願いするものでございます。

実施予定が、平成25年4月1日から、契約期間、平成30年3月31日まで5カ年、契約方法につきましては、プロポーザル方式によりまして業者選定し、契約を締結するという内容でございます。

また、6ページに戻っていただきまして次項、料金収納等業務委託、限度額は年間5,750万円の5カ年分、2億8,750万円、当該年度以降の支払い義務発生予定額の期間を平成25年度から平成29年度まで5カ年、左の財源内訳ですが、その他給水収益でございます。

最後に、7、8ページをお願いいたします。

予定貸借対照表でございます。

資産の部でございますが、固定資産につきましては変更ございません。2の流動資産、(1)現金預金、先ほど2ページに出てまいりましたけれども、資金計画のところで出ましたが、25万5,500円減額いたしまして9億9,950万2,690円と、この減額した分で資産合計は93億2,615万9,103円、25万5,500円減額となります。

次に、負債の部でございます。変更したところは、流動負債で(1)の未払い金、これが7万4,500円減額いたしまして1,164万7,000円、これの結果、負債合計は1億41万5,898円、7万4,500円減額してございます。

次に、資本の部でございます。5の資本金につきましては変更ございません。

6の剰余金のうち変わった分、(2)の利益剰余金のハ、当年度未処分利益剰余金、これが18万1,000円減額しまして9億5,449万1,268円、これによりまして資本合計が92億2,574万3,205円、負債資本合計としまして93億2,615万9,103円、25万5,500円の減額でございます。この金額につきましては、隣7ページの一番下ですが、下の合計と一致するというものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長(清水正二君) 説明が終わりました。

これより説明に対しての委員の質疑を行います。

質疑はございますか。

[発言する者なし]

○委員長(清水正二君) なければ、質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を受けます。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(清水正二君) なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

これで議案第66号の質疑を終了します。

これより本委員会に付託されました、議案第66号 平成24年度甲斐市水道事業会計補正予算(第1号)について討論、採決を行います。

本案について討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(清水正二君) 討論なしと認めます。

これで討論を終了します。

これより本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、委員長報告につきましてはご一任願います。

以上で議案第66号を終了します。

ここで職員入れかえのため暫時休憩をいたします。

休憩 午後 2時53分

再開 午後 2時54分

○委員長（清水正二君） それでは、会議を再開します。

引き続き補正予算の審査を行います。

議案第64号 平成24年度甲斐市地域し尿処理施設特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

それでは、当局の説明をお願いいたします。

廣島下水道課長。

○下水道課長（廣島 眞君） 地域し尿処理施設特別会計補正予算をお願いします。

資料の126ページをお願いしたいと思います。

歳入部分でございます。

○委員長（清水正二君） マイクをお願いします。

○下水道課長（廣島 眞君） 申しわけありません。

地域し尿特別会計の補正予算をお願いします。

126ページ、お開きください。

歳入の部分でございます。

一般会計繰入金3万9,000円、一般会計の繰入金でございます。

次に、128ページ、歳出をお願いいたします。

地域し尿の施設に1人職員を充てております。その共済費でございます。1名分の共済

費の歳出と。3万9,000円の補正増、よろしく願いいたします。

○委員長（清水正二君） 説明が終わりました。

これより説明に対しての委員の質疑を行います。

質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） なければ、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を受けます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

これで議案第64号の質疑を終了します。

これより本委員会に付託されました、議案第64号 平成24年度甲斐市地域し尿処理施設特別会計補正予算（第1号）について討論、採決を行います。

本案について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） 討論なしと認めます。

これで討論を終了します。

これより本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、委員長報告につきましてはご一任願います。

以上で本委員会に付託されました議案第64号を終了します。

次に、次第第18番、議案第65号 平成24年度甲斐市下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

それでは、当局の説明をお願いします。

廣島下水道課長。

○下水道課長（廣島 眞君） 資料の138ページをお開きいただきたいと思います。

下水道特別会計補正予算、歳入でございます。

国庫支出金の交付金でございますが、△3,450万、公共下水道の交付金の減額ございま

す。これは歳出のほうで出てまいります補償費、当初予算を大分下回り、その対象部分の減額ということになります。一般会計の繰入金△69万6,000円、職員給与の部分でございますが、一般会計からの繰入金の減額でございます。時間外職員手当が減額、共済費の部分が増額となっております。繰り越しですけれども、90万8,000円、それから、市債でございます、下水道事業債4,420万の減額でございます。先ほどの補償に伴う部分で事業費が減額となっております。その中で事業債が減額になったということでございます。

次の歳出でございます。

140ページをお開きいただきたいと思えます。

140ページ、歳出、一般管理費でございます。給料10万4,000円減額でございます。職員手当107万8,000円、共済費48万6,000円が増でございます。

流域下水道費でございますが、19節の負担金、補助及び交付金449万2,000円の減額でございます。流域下水道の管理費につきましては、1立米当たり56円の消費税を県の流域下水道へ支払っております。当初3億という計画をしました。510万立方、それを3月末では502万5,000立方、約77,000立方が減るだろうと予測をしました。それで、449万2,000円の減額と。

それから、公共下水道費でございます。委託料400万の増、これは敷島地区の今、工事をしている伊勢、ちょうど敷島元役場の場所から上流の派出所のある付近を委託に出したいと、400万でございます。

それから、15節工事請負費370万の増額でございます。これにつきましては、24年度当初事業計画路線を計画しましたが、石が出たり、そういう部分で増嵩が考えられます。そこで370万ほど増額いただきたいと。

それから、22節ですけれども、補償、補てん及び賠償金という部分で上水道への補償、当初に2億4,600万ほど当初予算へ計上してありますけれども、それがえらく減額になったということで、当初の予算の見積もりより大きく下回ったというのが起因でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（清水正二君） 説明が終わりました。

これより説明に対しての委員の質疑を行います。

質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） なければ、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を受けます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

これで議案第65号の質疑を終了します。

これより本委員会に付託されました、議案第65号 平成24年度甲斐市下水道事業特別会計補正予算（第2号）について討論、採決を行います。

本案について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） 討論なしと認めます。

これで討論を終了します。

これより本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、委員長報告につきましてはご一任願います。

以上で本委員会に付託されました議案第65号を終了します。

これで議案審査をすべて終了します。

次に、第19番、その他に移ります。

その他、委員より何かありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） なければ、その他を終了します。

事務局のほうはいいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（清水正二君） 以上をもちまして本日の日程はすべて終了しました。

これをもちまして建設経済常任委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 3時03分